

A15 MS 法人は、医師法、歯科医師法や医療法に抵触しない診療所における診療以外のすべての業務を専担します。

【解説】

MS 法人は、「診療と管理の分離」を目標としています。「診療と管理の分離」のために MS 法人が担う「診療以外の業務」には、具体的に次のようなものがあります。

1. 薬品材料の販売・調剤業務
2. 医療機器などの動産のリース業務
3. 土地建物などの不動産の賃貸業務
4. 保険請求事務などの請負業務
5. 医療用消耗品などの物品の販売業務
6. 投資業務等